

「地域連続法話会」の助成について【実施要項】

真宗教化センター寺院活性化支援室 過疎・過密地域寺院教化支援では、真宗の教えとの出遇いの場、寺院が共同して聞法の場を開く取り組みが推進されることを願い、地域連続法話会の開催に対しての助成を行います。

1 期 間 2023年度から2025年度

2 要 件 国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村に指定された市町村に含まれる3カ寺以上の寺院・教会が、共同して同朋の会や法座を開き、同一講師が連続して出向する。
※講師は主催者に選定いただきます。

3 助 成 100,000円（1年度1事業1回）

4 申込方法 開催の1カ月前までに、「地域連続法話会」助成申請書を所轄教務所に提出してください。助成目的に合致しない場合や、申請締切を越えた場合は助成できません。

5 その他の（1）当日の取材をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
（2）開催の検討、準備のご相談は、企画調整局までご連絡ください。

【お問い合わせ】

企画調整局内 寺院活性化支援室 過疎・過密地域寺院教化支援担当
TEL075-371-9208 ☐kyokacenter_shienshitsu@higashihonganji.or.jp

以 上

年　月　日

宗務総長 殿

教区

組

寺院・教会

代表者名

印

「地域連続法話会」助成申請書

100, 000円

このたび、地域連続法話会を開催いたしますので、上記金額を助成くださるよう申請いたします。

会 場 開 催 日 講 題	① 組 寺 (開催日) 年 月 日
	(講題)
	② 組 寺 (開催日) 年 月 日
	(講題)
講 師	③ 組 寺 (開催日) 年 月 日
	(講題)
講 師	教区 組 寺
	氏 名
備 考	実施にあたって、代表者以外に連絡調整が必要な場合は、担当者名をご記入ください。

- 開催の1ヵ月前までにご提出ください。助成目的に合致しない場合や、締切を越えた場合は助成できません。
○開催が中止もしくは延期になる場合は、必ずご連絡ください。

所 長	扱 者	教務所経由第 号	局 長	主 任	担当者
		受 付 日 · ·			
		寺院教会番号 — —			